

仕 様 書（貸付物件番号①）

1 貸付物件

- (1) 施設名 地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立北病院
- (2) 所在地 韮崎市旭町上條南割3314-13
- (3) 貸付場所 別紙「自動販売機設置場所詳細図」の貸付物件番号①の位置

2 自動販売機の仕様

(1) 規格

- ① 貸付面積内に自動販売機・転倒防止器具・放熱余地・使用済容器回収ボックス等のすべてが収まる大きさとし、高さは1.83m以内とすること。
- ② 新旧500円硬貨及び1000円紙幣が使用できること。

(2) 環境対策

省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した機種であること。

(3) デザイン等

デザイン、外観色については、設置場所への景観配慮に努めたものであること。

3 販売品目

- (1) 販売品目は、コーヒー飲料、無糖茶飲料、炭酸飲料、スポーツドリンク、果汁飲料、野菜飲料、ミネラルウォーター等の飲料とすること。なお、ミネラルウォーターの販売は必須とすること。
- (2) 飲料は缶又はペットボトルによる密閉式の容器とすること。
- (3) 販売単価は、標準小売価格を下回るものとし、価格及び商品の構成は予め病院と協議すること。
- (4) 季節に応じて、温かい飲料と冷たい飲料の切り替えを実施すること。

4 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、適切に回収・リサイクル・周辺の清掃を行うこと。
- (3) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への許可、届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (4) 自動販売機はアンカーにより固定するなど安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないかを確認すること。
- (5) 自動販売機の撤去・交換の場合は、病院と予め協議の上実施すること。
- (6) 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、故障時等の連絡先を明記し、責任を持ち誠意対応すること。
- (7) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、病院の指示に従うこと。
- (8) 山梨県及び地方独立行政法人山梨県立病院機構が承認した場合を除き、自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。

5 売上状況の報告

設置事業者は、毎月10日（土日曜・祝日の場合は直前の平日）までに、毎月の自動販売機の売上高（売上数量、売上金額）を書面（任意書式）により報告すること。

仕 様 書（貸付物件番号②）

1 貸付物件

- (1) 施設名 地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立北病院
- (2) 所在地 韮崎市旭町上條南割3314-13
- (3) 貸付場所 別紙「自動販売機設置場所詳細図」の貸付物件番号②の位置

2 自動販売機の仕様

(1) 規格

- ① 貸付面積内に自動販売機・転倒防止器具・放熱余地・使用済容器回収ボックス等のすべてが収まる大きさとし、高さは1.9m以内とすること。
- ② 新旧500円硬貨及び1000円紙幣が使用できること。

(2) 環境対策

省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した機種であること。

(3) デザイン等

デザイン、外観色については、設置場所への景観配慮に努めたものであること。

3 販売品目

- (1) 販売品目は、コーヒー飲料、無糖茶飲料、炭酸飲料、スポーツドリンク、果汁飲料、野菜飲料、ミネラルウォーター等の飲料とすること。
- (2) 飲料は缶又はペットボトルによる密閉式の容器とすること。
- (3) 販売単価は、標準小売価格を下回るものとし、価格及び商品の構成は予め病院と協議すること。
- (4) 季節に応じて、温かい飲料と冷たい飲料の切り替えを実施すること。

4 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、適切に回収・リサイクル・周辺の清掃を行うこと。
- (3) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への許可、届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (4) 自動販売機はアンカーにより固定するなど安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないかを確認すること。
- (5) 自動販売機の撤去・交換の場合は、病院と予め協議の上実施すること。
- (6) 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、故障時等の連絡先を明記し、責任を持ち誠意対応すること。
- (7) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、病院の指示に従うこと。
- (8) 山梨県及び地方独立行政法人山梨県立病院機構が承認した場合を除き、自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。

5 売上状況の報告

設置事業者は、毎月10日（土日曜・祝日の場合は直前の平日）までに、毎月の自動販売機の売上高（売上数量、売上金額）を書面（任意書式）により報告すること。

仕 様 書（貸付物件番号③）

1 貸付物件

- (1) 施設名 地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立北病院
- (2) 所在地 韮崎市旭町上條南割3314-13
- (3) 貸付場所 別紙「自動販売機設置場所詳細図」の貸付物件番号③の位置

2 自動販売機の仕様

(1) 規格

- ① 貸付面積内に自動販売機・転倒防止器具・放熱余地・使用済容器回収ボックス等のすべてが収まる大きさとし、高さは1.9m以内とすること。
- ② 新旧500円硬貨及び1000円紙幣が使用できること。

(2) 環境対策

省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した機種であること。

(3) デザイン等

デザイン、外観色については、設置場所への景観配慮に努めたものであること。

3 販売品目

- (1) 販売品目は、コーヒー飲料、無糖茶飲料、炭酸飲料、スポーツドリンク、果汁飲料、野菜飲料、ミネラルウォーター等の飲料とすること。
- (2) 飲料は缶又はペットボトルによる密閉式の容器とすること。
- (3) 販売単価は、標準小売価格を下回るものとし、価格及び商品の構成は予め病院と協議すること。
- (4) 季節に応じて、温かい飲料と冷たい飲料の切り替えを実施すること。

4 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、適切に回収・リサイクル・周辺の清掃を行うこと。
- (3) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への許可、届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (4) 自動販売機はアンカーにより固定するなど安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないかを確認すること。
- (5) 自動販売機の撤去・交換の場合は、病院と予め協議の上実施すること。
- (6) 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、故障時等の連絡先を明記し、責任を持ち誠意対応すること。
- (7) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、病院の指示に従うこと。
- (8) 山梨県及び地方独立行政法人山梨県立病院機構が承認した場合を除き、自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。

5 売上状況の報告

設置事業者は、毎月10日（土日曜・祝日の場合は直前の平日）までに、毎月の自動販売機の売上高（売上数量、売上金額）を書面（任意書式）により報告すること。

仕 様 書（貸付物件番号④）

1 貸付物件

- (1) 施設名 地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立北病院
- (2) 所在地 韮崎市旭町上條南割3314-13
- (3) 貸付場所 別紙「自動販売機設置場所詳細図」の貸付物件番号④の位置

2 自動販売機の仕様

(1) 規格

- ① 貸付面積内に自動販売機・転倒防止器具・放熱余地・使用済容器回収ボックス等のすべてが収まる大きさとし、高さは1.9m以内とすること。
- ② 新旧500円硬貨及び1000円紙幣が使用できること。

(2) 環境対策

省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した機種であること。

(3) デザイン等

デザイン、外観色については、設置場所への景観配慮に努めたものであること。

3 販売品目

- (1) 販売品目は、炭酸飲料、スポーツドリンク、果汁飲料、野菜飲料、ミネラルウォーター等の飲料以外に、栄養補給飲料、栄養補助食品又は菓子類（菓子パン等軽食を含む）を含めるものとし、予め病院と販売内容を協議すること。なお、栄養補助食品又は菓子類（菓子パン等軽食を含む）のみを販売する販売機を設置することも可とするが、カップ麺等お湯を必要とする品目は含めることはできないものとする。
- (2) 販売単価は標準小売価格以下とし、価格及び商品の構成は予め病院と協議すること。

4 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料及び食品の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、適切に回収・リサイクル・周辺の清掃を行うこと。
- (3) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への許可、届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (4) 自動販売機はアンカーにより固定するなど安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないかを確認すること。
- (5) 自動販売機の撤去・交換の場合は、病院と予め協議の上実施すること。
- (6) 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、故障時等の連絡先を明記し、責任を持ち誠意対応すること。
- (7) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、病院の指示に従うこと。
- (8) 山梨県及び地方独立行政法人山梨県立病院機構が承認した場合を除き、自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。

5 売上状況の報告

設置事業者は、毎月10日（土日曜・祝日の場合は直前の平日）までに、毎月の自動販売機の売上高（売上数量、売上金額）を書面（任意書式）により報告すること。